

近江肉牛協会規約

(名称および所在地)

第1条 本会は近江肉牛協会と称し、事務局を近江八幡市長光寺町滋賀食肉センター（以下「滋賀食肉センター」という。）内に、東京事務所を東京都港区港南二丁目7-19 東京食肉市場株式会社（以下「東京食肉市場」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、近江肉牛振興の中核団体として、会員相互の連絡協調はもとより、近江牛の商標登録や地理的表示保護制度の円滑な活用を図るとともに、国際的な食文化や多様性社会へのアプローチにより、歴史と伝統で育まれたトップブランドの持続的な発展に寄与することを目的とする。

(近江牛の定義および認定)

第3条 本会で定める近江肉牛は、生産会員が「豊かな自然環境と水に恵まれた滋賀県内で最も長く、かつ最終飼養した黒毛和種」とする。

また、近江牛（オウミウシ、オウミギュウ、OMI BEEF）は、前段の近江肉牛の牛肉とする。

2 次号に掲げる近江肉牛の枝肉には、別記1「近江牛認定書」（以下認定書）という。）を交付する。

(1) 公益社団法人日本食肉格付協会「牛枝肉取引規格」（取引規格という。）において肉質等級が「A4等級」、「B4等級」以上に格付されていること。

(2) 出荷月齢については、雌牛は30ヶ月以上の未経産牛とし雄牛は29か月以上の去勢牛とする。

(3) 滋賀食肉センターおよび東京都立芝浦と畜場でと畜されていること。
なお、輸出向けおよび県外の枝肉共進会に県代表牛として出品し、県外でと畜されたものは含めるものとする。

(4) 自家割り、非上場などの事由により「取引規格」の肉質等級が表示できない枝肉は、認定書は交付しない。

(5) 東京食肉市場に出荷、上場された枝肉は、スタンプ（別記2）を押印する。

(6) 精肉への認証シール（別記3）は、1頭あたり400枚交付する。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1 近江肉牛の共同販売によるブランド力の強化に関すること。

- (1) 生産・販売戦略に係る行政施策への積極的な取組み
- (2) 肥育技術の研究ならびに調査
- (3) 東京食肉市場等への定時・定量・定質出荷の実施
- (4) 会員相互の連絡協調

2 近江牛地理的表示（GI）保護制度の円滑な推進に関すること。

- (1) 近江牛認定書、精肉シール発行
- (2) 関連事業の実施

3 その他本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、別に定める入会審査規程に基づく審査に合格した者をもって構成する。

2 会員構成は、次号に掲げる県外会員、県内会員および生産会員とする。

- (1) 県外会員は、東京および県外において、近江牛の流通、販売、料理の提供等を業とする個人または法人とする。
- (2) 県内会員は、県内において、近江牛の流通、販売、料理の提供等を業とする個人または法人とする
- (3) 生産会員は、近江肉牛を生産する個人または法人、および生産者を支援する任意または法人団体とする。なお、県内会員が近江肉牛の生産を行っている場合は、併せて生産会員にも加入しなければならない。

（機関）

第6条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 定期総会
- (2) 役員会

(総会の開催)

第7条 定期総会は、毎年11月に開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することができるものとする。

2 定期総会ならびに臨時総会は会長が招集する。

(総会、役員会の議決)

第8条 総会は、会員の3分の1以上、役員会は役員の2分の1以上の出席によって成立する。なお、やむを得ない理由により、総会および役員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面にて表決することができる。

2 議決は出席者の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会付議事項)

第9条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 毎年度の事業報告および収支決算
- (3) 毎年度の事業計画および収支予算
- (4) 役員を選任
- (5) 会費の徴収方法
- (6) その他特に重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、合同役員会、東京役員会、地元役員会とし、会長または副会長が招集する。

2 合同役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

3 前項の決議事項のうち特に重要な事項については総会で承認を求めるものとする。

4 運営協議に係る役員会は、それぞれ滋賀県および東京で、会長または副会

長が招集する。

- 5 前項の東京食肉市場への出荷に必要な調整事項は、別に定める「地元役員会東京等出荷規程」に基づき、地元役員会で議決する。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 8名以内
- (4) 理事 15名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、業務執行を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ役員会で決められた順序により、その業務執行に係る職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会ならびにそれぞれの運営協議の議事を審議する。
- (4) 監事は会計および業務執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2カ年とし、後任者の決定するまでその職を行う。ただし、留任をさまたげない。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は役員会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が役員会の承認を経

て別に定める。

(資産および会計)

第15条 本会の会計は、一般会計、看板特別会計に区分して経理する。

- 2 一般会計の経費は、入会金、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 3 前2項のほか、出荷に係る会計は、地元会計、出荷会計に区分して経理する。

(入会金、会費等の納入)

第16条 会員はそれぞれ別に定める日まで、次号に定める入会金および会費等

を納めなければならない。

- (1) 入会金（一会員）50,000円
 - (2) 会費（毎年度）20,000円、ただし、県内会員が近江肉牛の生産を行っている会員は、30,000円とする。
 - (3) 指定店看板取扱規程に基づくブロンズ像保証金 150,000円
- 2 会員の登録証として、県外および県内会員には「近江牛肉指定店証」を、生産会員には「近江牛生産指定牧場証」を発行するものとする。

(会員資格喪失)

第17条 会員は、次の各号に該当するときは会員としての資格を失うものとする。

- (1) 会員の脱退
 - (2) 会員が会費を納めなかったとき。
 - (3) 県内および県外会員が前年度中に保有した近江牛肉証（チケット）の枚数が2頭分に満たなかったとき。
 - (4) 生産会員が前年度に会員に販売したA4・B4以上の近江牛が2頭に満たなかったとき。
- 2 近江肉牛（または近江牛）の名称使用にあたり、会員相互が遵守すべき事項について何らかの課題が生じた際には、役員会において協議の上、その結果に基づき除名等の然るべき措置を講じるものとする。

(登録書返納)、

第18条 近江牛指定の登録を受けた会員が、脱退し、またはその資格を失ったときは、速かに登録証を本会に返納しなければならない。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は10月1日から翌年9月30日までとする。
ただし、認証事業年度は4月1日から翌年3月31日までとすることができる。

(法令順守)

第20条 本会は、関係法令はもとより、協会規約を遵守し、適正な運営を行うため、会員相互の研鑽や商標登録、地理的表示保護制度の着実な実施に努めるものとする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な様式等の細部事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、昭和38年10月28日に 制定する。

1 平成17年7月28日に一部改正し、同日から施行する。

1 一部改正経過

昭和43年10月22日	一部改正	昭和60年12月 2日
一部改正		
昭和44年11月10日	〃	昭和63年12月12日
〃		
昭和48年10月 5日	〃	平成 2年12月10日
〃		
昭和50年10月27日	〃	平成14年12月 9日
〃		
昭和51年11月29日	〃	平成17年12月12日
〃		

昭和52年11月24日 ” 平成18年11月24日
”

昭和57年12月 6日 ”

以下「一部改正」省略

- 1 この規約は、令和3(2021)年11月30日に一部改正し、同日から施行する。

令和5年11月20日一部改正

近江肉牛協会

「地元役員会東京等出荷規程」

第1条 この規程は、本会がトップブランドである「近江肉牛」を東京食肉市場株式会社等に、計画的かつ安定的に共同出荷する場合の必要な事項を定めるものとする。

第2条 次号に掲げる調整事項は、生産会員で構成する出荷調整会議で協議の上、地元役員会で決定する。

(1) 年間出荷計画の策定

東京等へのお荷については、ブランド牛として雌雄、月齡、系統（種雄牛）等の遺伝情報に十分留意し、選牛するものとする。

当分の間、出荷月齡は、雌牛 30～48 か月齡、去勢牛 29 か月齡以上とするが、多様化する購買ニーズにも十分配慮した出荷計画の作成に努める。

また、一生産会員あたり年間 2 頭以上の出荷に努める。

(2) 月毎のお荷頭数

(3) 月毎の生産会員および割当頭数

(4) 生産会員の加入決定

(5) その他調整に必要な事項

○ 協会役員に関すること。

○ 将来に向けた課題の検討

・ 東京等共同出荷による仕向け市場の価格動向の検証

・ 産肉形質、食味性への取組み

不飽和脂肪酸、モモ抜け、小ザシ、アミノ酸等「おいしさ」の検討

・ プライベートブランド（自家割り）の対応

第3条 地元役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第4条 地元役員会の議長は、副会長が務める。

第5条 地元役員会は2分の1以上の出席によって成立する。

2 議決は出席者の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 地元役員会において、新たに東京等へのお荷が認められた生産会員は、別紙の誓約書を会長に提出するものとする。

第7条 生産会員が、次の各号に該当するときは、地元役員会において協議の上、お荷の自粛や停止等の然るべき措置を講じるものとする。

(1) 計画的な出荷を履行できない場合

(2) 共同出荷に際し協調のない場合

- (3) 出荷牛の生産履歴等について虚偽の報告をした場合
- (4) その他、会員相互が遵守すべき事項について何らかの課題が生じた場合

第8条 この規程に定める他に検討の必要が生じた事項については、地元役員会で議決する。

付 則

1 この規程は平成18(2006)年2月17日から施行する。

1 この規程は令和3(2021)年11月30日から施行する。

(別 紙)

誓 約 書

令和 (20) 年 月 日

近江肉牛協会
会 長

様

住 所

氏 名

印

私は、新たに東京食肉市場株式会社への「近江牛」の出荷に参画するにあたり、近江肉牛協会規約および地元役員会東京出荷規程を遵守し、計画的かつ安定的な出荷に責任を持ち、「近江牛」の消費宣伝と協会の発展に協力することを誓約します。